

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県規則第14号

### 香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則

香川県科学技術研究センター規則（平成12年香川県規則第146号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用期間等) 第6条 略	(利用期間等) 第6条 利用許可を受けたものが研究室を利用することができる期間は、3年以内とする。
2 略	2 知事は、前項の期間又はこの項の規定により延長された期間が満了する場合において、特に必要があると認めるとときは、2年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から5年を超えることができない。ただし、 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u>	3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から5年を超えることができない。ただし、 <u>当該利用に係る産学官共同研究が知事が定める研究開発の分野に属するものであるときは、この限りでない。</u>
(1) <u>産学官共同研究が知事が定める研究開発の分野に属するものであるとき。</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、研究室利用者のうち実用化研究企業について、知事が特に必要があると認めるとき。</u>	
4 略	4 略
(使用料の減額) 第16条 研究室利用者のうち、実用化研究企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）でその経営基盤が特にぜい弱なものであって、その研究活動を支援する必要があると認められるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。	(使用料の減額) 第16条 研究室利用者のうち、実用化研究企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）でその経営基盤が特にぜい弱なものであって、その研究活動を支援する必要があると認められるものについては、知事が別に定めるところにより、 <u>利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）分までの使用料を減額する。</u>
2 略	2 略

第26条 略

2 略

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第2条、第5条、  
第6条（第3項第1号を除く。）、第7条から第9条まで、第11条から第  
14条まで、第18条から第23条まで及び次条の規定の適用については、これ  
らの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第26条 略

2 センターライセンス第4条第6項の規則で定める業務は、センターの維持管理  
及び利用の許可に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第2条、第5条、  
第6条（第3項を除く。）、第7条から第9条まで、第11条から第14条ま  
で、第18条から第23条まで及び次条の規定の適用については、これらの規  
定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。